

京都市告示第 31 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき，平成25年4月1日から平成26年3月31日まで，弁護士法人関西法律特許事務所を京都市公金収納受託者とし，京都市市営住宅の家賃及び有料付属施設の使用料の収納事務の一部を次のとおり委託します。

平成25年4月1日

京都市長 門川 大作

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
弁護士法人 関西法律特 許事務所	大阪市中央区 北浜2丁目5 番23号小寺 プラザ12階	京都市市営住宅条例に規定する家賃及び有 料付属施設の使用料のうち，市営住宅を退去 した者に係る滞納家賃等（現在分納誓約中そ の他の理由により，納付が見込まれるものを 除く。）の収納事務

（都市計画局住宅室住宅管理課）